

JVA REPORT

1

'15 JANUARY
NO.168

MAIN REPORTS

- 桐畑敏春会長 年頭のご挨拶
(賀詞交歓会の挨拶より)
- 2015年新年賀詞交歓会 盛大に開催される

SCIENCE FICTIONS

LOVE STORY

EDUCATION

ANIMATION

ACTION

KIDS

MUSICAL

CONCERT

HOW-TO

TV SHOW

一般社団法人 **日本映像ソフト協会** 会報



2015 年新年賀詞交歓会 盛大に開催される	2
桐畑敏春会長 年頭のご挨拶(新年賀詞交歓会にて)	2
関西地区連絡協議会 新年賀詞交歓会開催報告	7
中部地区連絡協議会 新年賀詞交歓会開催報告	7
第 340 回定例理事会開催報告	7
映像ソフト市場規模及びユーザー動向調査 2014 について	7
jmd 社 映像データベースの作品登録状況について	8
違法対策活動報告	8
文化庁「保護と利用小委」、クラウドサービス等に関し法改正の必要性を認めず	9
コンテンツ海外流通促進機構	11
不正商品対策協議会	11
NEXT	12
リレーエッセイ ⑪	13
日誌に見る協会の動き	13
月間売上統計(2014 年 11 月)	14



2015年新年賀詞交歓会 盛大に開催される

2015年1月7日（水）午前11時30分より、千代田区市ヶ谷の「アルカディア市ヶ谷（私学会館）」において、恒例の一般社団法人日本映像ソフト協会の新年賀詞交歓会が開催された。当日は、真冬の寒さながらも春の日差しが感じられる日和となり、会員社をはじめ関係官庁、関係団体、報道の皆様等、約500名の方にご来場いただき盛大な会となった。

冒頭の桐畑敏春会長（株）ポニーキャニオン代表取締役

役社長）からの新年の挨拶があったのち、ご来賓の経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課長の柏原恭子様、文化庁長官官房審議官の作花文雄様、警察庁生活安全局生活経済対策管理官の上野正史様からご挨拶を頂戴した。続いて、内閣官房知的財産戦略推進事務局局長の横尾英博様に新年のご挨拶と乾杯のご発声をいただき宴の開幕となった。会場のあちこちからは本年を飛躍の年とすべく明るい笑い声が飛び交っていた。

年頭のご挨拶（2015年1月7日 新年賀詞交歓会にて）

一般社団法人 日本映像ソフト協会
会長 桐畑 敏春



新年あけましておめでとうございます。

みなさまには、2015年を迎え、新たな決意を持たれている事と存じます。日頃より日本映像ソフト協会の活動にご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。本年も宜しくお願ひ致します。

さて昨年は、日経平均株価の上昇をはじめ、景気回復についての報道を目にする機会が増えました。しかし映像ソフト業界の一年を振り返りますと、残念ながらもなかなか厳しい状況から抜け出せなかった感は否めません。

2014年のメーカー出荷段階の売上を見てみると、残念ながら前年の実績には届かなかったようです。10年前の2004年には史上最高の売上を記録しましたが、その後の10年間は下降傾向が続いています。この間、映像ソフト業界をとりまく環境は大きく変化しましたが、中でもインターネットをはじめとする情報技術の進歩は最大の変化であったと思います。いまや多種多様なエンタテインメントがネットを通じて展開しています。

これだけ多種多様となったコンテンツの選択肢の中で、映像ソフト市場の再びの拡大を目指すためには、映像配信事業のビジネスを確実にしていくことが喫緊の課題となっていると考えます。協会としても、映像配信事業の拡大をサポートすべく、引き続き基礎データを整備していくことや、映像配信ビジネスに関する様々な事例研究や情報技術に関する情報を会員社間で共有するなどして、成長のための土台作りを行っていきたく考えています。

その一方で、これまで映像ソフト業界を支えてきたパッケージのセルとレンタルの市場もしっかりと活性化を図っていかねばなりません。パッケージとノンパッケージを二つの柱として、互いの利点を利用して相乗効果を得られるような市場を作っていかなければなりません。折しも昨年は、『アナと雪の女王』のパッケージソフトが爆発的にヒットしました。まだまだパッケージ市場にもユーザーニーズのポテンシャルがあることの証明でもあり、戦略や工夫によってこれだけのヒットを作り上げることができるという証明にもなりました。

またインターネットを利用した新しいサービスが次々と生まれる中、それらをサポートする意味でも著作権に関するルールの整備もますます重要となってきました。現在、文化庁をはじめ様々な機関において新しいサービスに対応したルールの整備について検討されていますが、サービスを提供する側、利用する側、コンテンツを提供する側、それぞれの立場で考え方や解釈に差が生ま

れます。これらを相互が話し合いながら解決の方向を探り合っていくことが益々大切であると考えますので、当協会としてもさまざまな機会を捉え、今年も引き続きコンテンツ提供側としての考え方や正当性を表明し、理解を得ていく努力を継続していく所存です。ご協力宜しくお願ひ致します。

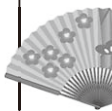
さて私事で恐縮ですが、昨年末、某日本メーカーの52インチ4KTVを買い求めました。ブルーレイを4KTVで観ると、より良く鑑賞出来るという事で思い切って購入した訳ですが、確かにブルーレイを4KTVで観ると、黒が引き締まり、奥行きのある映像で鑑賞出来ております。まだまだビデオソフトのマーケットも可能性があるぞと感じているところです。誠に失礼ですが、是非本日お集まりの皆様も今年はブルーレイを4KTVで体感して頂きたいと思ひます。そして来年のこの場でアンケートをとってみようかと思ひます（笑）。今年は4Kブルーレイプレイヤーと3Dオーディオの元年になるのではとも言われております。新たな技術がコンテンツ需要を創造すると思われまますので、その意味でも今後大変期待を込めております。

一方、日本コンテンツの海外展開ビジネスも、国の「クールジャパン」戦略が着々と進められております。日本のアニメや映画、テレビ作品などの海外進出に向けて様々なトライアルが続いていますが、インターネットの発展に付随する影の部分として、オンライン上の権利侵害もますます多発しています。当協会も参画している「コンテンツ海外流通促進機構（CODA）」では、昨年、アジアにおいて各国の権利侵害に対する情報共有やその対策を話し合うための海賊版ホットラインの構築に着手しました。米国のMPAA（アメリカ映画協会）とも共同で権利侵害対策に乗り出すなど、積極的な対策を講じてきています。そして国内の海賊版問題に取り組んでいる「不正商品対策協議会」とも、当協会として、この二つの団体に積極的に係わり合いながら、今年も日本コンテンツ保護と正規品の普及に努めてまいる所存です。

最後になりましたが、今年も会員社をはじめ関係団体、報道の皆様、国や政府機関の皆様にはご指導、ご鞭撻を仰ぎながら、業界発展のために尽力してまいる所存です。今年も是非、よろしくお付き合いいただきますようお願い申し上げます。本日はご出席有難うございました。



▲約500名の皆様にご参集いただき盛大に開催された。



来賓ご挨拶

経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連産業課長

柏原 恭子 様



ただいま、ご紹介いただきました経済産業省の柏原でございます。本来、審議官がおうかがいする予定でございましたけれども、国会方面の所要がございまして代理でご挨拶申し上げます。

平成27年の新春を迎えまして謹んでお慶び申し上げます。昨年の日本経済を振り返りますと、長く続きましたデフレから脱却に向けて着実に前進してきたところでございます。有効求人倍率は22年ぶりの高水準となりましたし、経常利益は過去最高水準ということで、経済の好循環が生まれ始めてきているところでございます。今後はアベノミクスの効果を全国津々浦々まで行きわたらせるということで取り組みが始められているところでございます。

映像ソフト産業の成長は、安倍政権の成長戦略の柱のひとつでもある「クールジャパン」戦略を推し進める上での大きな鍵となります。個人消費に弱さが見られる中で、今、会長からビデオソフトは非常に厳しい状況にあるというお話でしたが、経済の好循環をより強く回していくためには、産業界の皆様方に賃金の引き上げに向けて努力をしていただくことも重要ということで、今、政権を挙げて取り組んでいるところでございます。是非、皆様方のご協力をいただければと存じます。また、お願いごとばかりで恐縮ですが、本年の消費税の税率引き上げということは先送りされましたが、昨年4月に引き上げられた消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるように、引き続き会員企業の皆様方に周知徹底をお願いしたくこの場を借りてお願い申し上げます。

さて映像ソフト産業は、言うまでもなく、国民にとって無くてはならない娯楽のひとつであり、映画やアニメをお茶の間でも高いクオリティで楽しめるようになってきていることは、映像ソフト産業に携わる皆様の永年に亘るご尽力のたまものであると思っております。先ほど、会長からお話がありましたけれども、私ごとで恐縮ですが、我が家は映画館に足を運ぶ機会

が少ないのですが、パッケージソフトはたくさん買っておまして、「アナ雪」はなぜか3本もあるのですけれど(笑)、来年、会長がこの場でアンケートを取られました際には4Kのブルーレイに手を上げられるように私も努力をしたいと思っております。

今後、少子高齢化によって国内市場の成長余地は限られておりますので、映像ソフト産業のグローバル化によって新しいマーケットを開拓していくことが極めて重要になってくるかと思っております。経産省としましては、地域、中小企業の魅力ある映像ソフトの海外展開をさらに促進するために、昨年末に閣議決定されました緊急経済対策の中に、地域経済活性化に資する放送コンテンツと海外展開支援事業を盛り込んでいます。引き続き、コンテンツの現地化やプロモーションを支援する中で、地域の魅力が情報発信されることを期待したいと思います。

また新たなデジタルネットワーク時代を迎える中で、スマートフォン、タブレットといった多様なメディアの普及に伴って、映像ソフトの楽しみ方も多様化しています。一方でネットワーク技術の革新とともに巧妙で悪質な海賊版の存在ということも事実でございます。経産省としましては、海賊版対策と正規流通を合わせて進めていく方針の元に、皆様とご協力をさせていただきながら海賊版対策を更に進めてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、映像ソフト産業の益々の発展、本日も参加の皆様にとって飛躍の年となりますことを祈念いたしまして私のご挨拶とさせていただきます。本日は有難うございました。



▲新年の挨拶をする桐畑敏春会長



▲毎年恒例の理事・監事によるお出迎え

来賓ご挨拶

皆様、新年あけましておめでとうございます。只今ご紹介いただきました文化庁審議官の作花でございます。本日は、一般社団法人日本映像ソフト協会の新年賀詞交歓会に私をはじめ文化庁関係者をお招きいただきまして有難うございます。また、日本映像ソフト協会をはじめ本日までご参加の著作権関係団体の皆様におかれましては、平素より著作権の保護や著作権制度の普及発展にご尽力賜っていることについて、心より感謝申し上げます。

本年は平成27年。平成に入ってから26年の歳月があつという間に経過しました。この平成の時代において著作権制度が何回改正されたか、ちょっと振り返ってみますと、取り上げ方にもよると思いますが、実質的な内容を伴う改正というのは18回行っております。26年間に18回です。その中には平成12年の著作権等管理事業法という新法の制定も含まれております。平成元年には実演家等保護条約に加入するための改正を行いました。そして昨年、平成26年には、皆様のご記憶にも新しいところだと思いますが、電子書籍に対応した出版権制度の整備、そして平成24年に北京で採択されました視聴覚実演の保護に関する北京条約に加入するための改正を行ったわけでございます。

現在、この国際的な著作権制度に関する条約の動きとしましては、ひとつ大きなところで残っていますのは、いわゆるサイマルキャストなどについて対応するために、放送機関の隣接権の側面の保護強化を図るといふ条約について延々と議論が進められているところではあります。しかしながら創作者あるいはアーティストの方々、そしてコンテンツ製作者の方々の権利を確立するという意味では、現在国際条約は一定のステージに達しているものと考えております。したがって今後必要なことは著作権制度を整備すること以上に、効果的な侵害対策であるとか、あるいは円滑なライセンス体制を確立することであるとと考えております。これが我々に求められている課題だと認識しております。法改正をしないという意味ではないことを申し添えます。

そして、本日も集まりの皆様方にはこれまで色々な啓発活動や侵害コンテンツの削除要請など、様々な取り組みをしていただけてきたところでございます。今、文化庁が最も重視しなければいけないのは、侵害対策とライセンス体制の確立を一体のものとして、しかも国内だけでなく国内外において取り組んでいくことだと考えております。これまで文化庁は、皆様

文化庁長官官房審議官 作花 文雄 様



方のご協力をいただきながら、とりわけアジア諸国に対しての著作権制度の整備やあるいは集中管理体制の確立に向けた取り組みを進めてまいりました。昨年の10月にはWIPOとの協力のもと、この東京において著作権・著作隣接権に関するアジア太平洋地域ハイレベル会合というものを開催したところでございます。そしてこの1月には、インドネシアにおいてトレーニングセミナーを開催する予定でございます。またタイにおいて、同国の著作権関係団体との協力関係を構築するための意見交換の場を設ける予定になっております。いずれにおきましても、日本映像ソフト協会様のご協力をいただくことになっております。

このような権利強化の取り組みと共に、現在、著作権制度が抱えている大きな問題として、インターネット社会において権利者の方々の正当な利益をしっかりと確保しながらお、著作物の円滑な流通を図る体制を構築していかなければならないと考えております。昨今、時として、著作権制度はネット社会の阻害要因であるとか、あるいは抜本的な改革が必要である、といった評論的な意見を聞くことがございますが、評論はともかくとして、法制度論としては、現在確立されているこの国際的な保護の枠組みの中で、それぞれの国の実情に応じた秩序形成を図ることが我々に求められている課題であると考えております。現在、文化庁文化審議会著作権分科会では、クラウド時代において、いかに著作物を円滑に流通させるか、そして権利者の方々に適切な対価の還元が図れるような仕組みをどう作っていくか、あるいは「アーカイブ」という言葉に代表されますけれども、公共性の高い著作物の流通を図る仕組みをどう作っていくか、こういったことを検討しております。できるだけ早い時期に基本的な方向性を定めていきたいと考えています。この検討が実りあるものとなるためには、皆様方のご理解やご支援が不可欠でございますので、この場をお借りしてご協力をお願いいたします。

最後に日本映像ソフト協会様をはじめ、ここにご列席の皆様にとって、本年が素晴らしい年となることを祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。



▲乾杯の発声をする内閣官房知的財産戦略推進事務局長 横尾英博様



▲会場のあちこちで明るい笑顔があふれた



来賓ご挨拶

警察庁生活安全局 生活経済対策管理官 上野 正史 様



新年あけましておめでとうございます。ただ今ご紹介にあずかりました、警察庁の上野です。本日は、日本映像ソフト協会の賀詞交歓会にお招きいただき、誠にありがとうございます。

旧年中は、協会並びにご参集の皆さまには、知的財産権の保護、そして不正商品の排除についてご尽力いただきましたことに対し、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、最近の不正商品事犯の状況でございますが、まだ年頭につき、昨年中の統計がそろってはおりませんが、著作権法違反事件、これは検挙件数、検挙人員とも、増加しているのではないかとも思われます。ここ数年では、インターネットを利用した事犯、特に、音楽や映像ソフトを、ネット上に不正アップロードする事犯が目立っているほか、外国で違法にコピーされた海賊版のDVDなどが、ネットを通じて販売され、国内に郵送されるといった事犯も、依然としてみられるところです。

これに対し、警察では、ネット上の情報の監視、これを私どもではサイバートロールと呼んでおりますが、このサイバートロールや皆さまからの情報などにより、違法なコンテンツの流通を把握し、著作権法などの各種法令を適用して、検挙を進めてまいりました。また、このような違法コンテンツ、違法

業者の情報をネットから閉め出すべく、プロバイダーやサイト開設者の方々と連携して、ページ削除などを進めております。また、これらのサイトや業者は、日本国外に拠点を置くものが少なくありません。ですから、アメリカあるいは中国といった外国の捜査当局とも、情報交換や捜査協力を密にしていきたいと思っております。

引き続き、本年も、インターネット上における対策が、中心的な課題になろうかと思われます。私どもも、不正商品事犯の撲滅に向けて一層の取組を行って参りたいと存じますので、皆様方にあっても何とぞご協力を賜わりたく、高いところから恐縮ではございますが、お願いを申し上げる次第です。

最後になりましたが、日本映像ソフト協会のますますのご発展と、本日ご参集の皆さまのご多幸を祈念いたしまして、はなはだ措辞ではございますが、挨拶に代えさせていただきたいと思っております。本日は、誠にありがとうございます。



来賓ご挨拶・乾杯

内閣官房知的財産戦略推進事務局長 横尾 英博 様



皆さん、明けましておめでとうございます。只今ご紹介いただきました内閣官房知的財産戦略推進事務局長の横尾でございます。

関係省庁からそれぞれの取り組みと今年の意気込みについてお話をいただきました。役人の話が三人も続いたので、もういい加減にしろと、皆さん内心おもってらっしゃると思いますので、私からは一言だけお話をさせていただきたいと思っております。

今お話しがあったように、デジタル化、インターネット社会のもたらす光と影への対応、それとグローバル化がもたらすチャレンジとオポチュニティ、これをどう捉えていくか、これが我々やこの業界に課された課題だろうと思っております。映像コンテンツは「クールジャパン」の大事な要素であると同時に、日本ブームを引き起こし、他の分野を牽引する役割もあるだろうと思っております。そういう意味では、映像コンテンツ産業分野のみならず他の分野とも連携していくことで大いに発展していくことを期待したいと思っておりますし、我々省庁も一体となって、

これを応援していきたいと思っております。

今年「未(ひつじ)年」でございます。動物の羊ですが、これは「吉祥」の「祥」の字に通ずるということで、たいへん目出度い、あるいは「美しい」ということのシンボルとかがっております。「美しい」という字は「羊」が「大きい」と書きます。是非「美しい」映像コンテンツを、冒頭の会長のご挨拶にありましたように4Kテレビで見ることができるよう、美しい映像コンテンツを大いに作っていただいて、日本のみならず海外に広めていただくことを祈念いたしまして乾杯をしたいと思います。

それでは日本映像ソフト協会の益々の飛躍と本日ご列席の皆様のご健康、ご多幸を祈念いたしまして杯をあげたいと思っております。どうぞご唱和ください。乾杯！



▲司会をお務めいただいた
フジテレビの西山喜久恵アナウンサー



▲島谷副会長の音頭で一本締めで締めくくり幕引きとなった



▲中締めの挨拶をする島谷能成副会長

中締め

一般社団法人 日本映像ソフト協会 副会長 島谷 能成

皆さん、本日は有難うございます。ご指名によりまして、締めのご挨拶をさせていただきます。

昨年の日本の映画界の興行収入ですが、まだ推定の段階で、正確な数字は今月の27日に定例の映連の会見で発表されると思いますが、2,000億円を超えまして、我々内部の推定では2,050億くらいまでいくのではないかとみております。思い返せば、2011年、日本が大変傷ついた年でしたが、我々映画界も厳しい試練を味わいました。そこから一度沈み込んで、4年かけて緩やかに回復してきました。このトレンドを今年も続けてまいりたいと心から願っております。また、今年の邦洋のラインナップも非常に粒ぞろい、多彩な作品が並んでおります。夏興行も大いに期待が持てますし、正月は、期待の「スターウォーズ7」もあるということで、非常に楽しみな1年になりそうです。映画のほうが良いればその波が必ずビデオソフト業界に及ぶということですので、我々協会としまして非常に歓迎すべき状況ではないかと思っています。

さて、おとしの2013年には、日本映画が591本作られて劇場公開されたそうです。これは新記録だったそうです。年間52週間ですから、1週間に10本以上の新作が作られているんです

ね。591本には、591人の監督、プロデューサー、脚本家、キャストがいるわけです。この中から、次の時代を担う才能が必ず生まれてきているはずで、もし認識が足りなかったとすれば、我々の不明ということだと思います。この本数の多さというのは、デジタル技術によるものだと思います。誰もが、簡単とは言いませんが、映画や映像作品を作れる時代になった。音楽もそうなんじゃないでしょうか。ですから、コンテンツ業界に次々と新しい魅力的な才能、特に若い才能が生まれてきていると思います。今年も、ここにいる皆さんで、そういった才能を見逃さないで、そういう人たちにチャレンジする場所と余裕を、資金を与えていただいてどんどん花を開かせていく、そんな一年に是非したいと思います。映画や演劇は、劇場に作品を出していくということで、非常に手間もかかるしお金もかかります。ただ、ビデオソフトというのは機動力のある商品展開が可能だと思いますので、チャレンジを忘れずに仕事をしていきたいと思っています。

それでは、今年も皆さんと一緒に前向きに明るく元気に仕事をしていきたいと思っています。最後に一本で締めたと思います。大きな声でよろしく願いたします。

新年賀詞交歓会

関西地区連絡協議会 新年賀詞交歓会 開催報告

去る1月13日(火)、グリーンプラザ大阪にて関西地区連絡協議会賀詞交歓会が、メーカー・流通各社から約40名のご参加を頂き開催された。

はじめに後藤健郎JVA専務理事よりご挨拶を頂き、関西地区連絡協議会の福田明宏代表幹事(東宝(株))による乾杯の発声の後、業界の現状や今後の展望などについてご出席の皆さまの活発な意見交換が行われた。最後にJVAの八十河恒治部長より中締めのご挨拶を頂き、盛況の内に閉会となった。

(報告:松竹(株)映画営業部関西グループ販売促進課 樋口哲也氏)

▼新年の挨拶をする後藤健郎専務理事・事務局長



▲福田代表幹事の発声で乾杯

中部地区連絡協議会 新年賀詞交歓会 開催報告

去る1月14日(水)、名古屋キャッスルプラザにて中部地区連絡協議会の賀詞交歓会が開催された。JVAより後藤専務理事、八十河業務部長にご参加頂き、参加メーカー5社7名、計9名の出席となった。後藤専務理事にご挨拶と乾杯のご発声を頂いた後、和やかな雰囲気でご歓談に入り、年末年始の市況報告から業界の現状や展望など幅広い意見交換が行われ、中締めの後閉会となった。

(報告: (株)パップ レンタル営業部 今関裕司氏)

▶新年の挨拶をする 後藤健郎専務理事・事務局長



◀年末年始の市況等、
活発に情報・意見交換された

理事会 THE BOARD OF DIRECTORS

第340回定例理事会開催報告

第340回定例理事会は、12月2日(火)午後2時より協会会議室において開催された。

議事の要旨は次の通り。

第1号議案 2014年下期賞与支給額(案)承認の件…承認

第2号議案 国債償還に伴う資金運用の件…承認

第3号議案 「第4回ビデオ屋さん大賞」に対する後援名義使用承認の件…承認

その他、報告事項は次の通り。

各部会報告について、2015年度会費算定について、公益目的支出計画の実施完了について、クラウド小委員会の審議に関する意見提出について、jmd映像作品登録状況について、米国出張報告について、2014年10月度ビデオソフト売上速報について、2014年10月度映像配信統計報告について、等。

統計調査委員会

映像ソフト市場規模及び ユーザー動向調査2014について

業務部会統計調査委員会(小野里康雄委員長 (株)ポニーキャニオン)は、本年度もDEGジャパン(デジタルエンターテインメントグループジャパン)と合同で、『映像ソフト市場規模及びユーザー動向調査』を実施する。

本調査は、2014年の1年間(1月~12月)に、日本国内の消費者(16歳~69歳の男女)のビデオソフト(DVDとブルーレイ)の購入とレンタルの消費動向と有料動画配信の利用状況についてインターネットを利用して調査するもので、ユーザーレベルによるパッケージ映像ソフトの市場規模と有料動画配信の市場規模を推計することを目的としている。

1月に調査を実施し、調査結果の発表は本年4月を予定している。

jmd社 映像データベースの作品登録状況について

DVD・ブルーレイの販売プロモーションを目的に、2004年の12月から映像作品のデータベースの蓄積作業の協力を依頼している(株)ジャパンミュージックデータ(jmd)より、蓄積作業とその活用が順調に行われているとの報告があった。

2014年10月末の映像関連登録作品数は 308,017件、ジャケット登録数は133,942件となった。JVA加盟正会員社のタイトル登録も78,573件と昨年にプラス6,500件と順

調に推移している

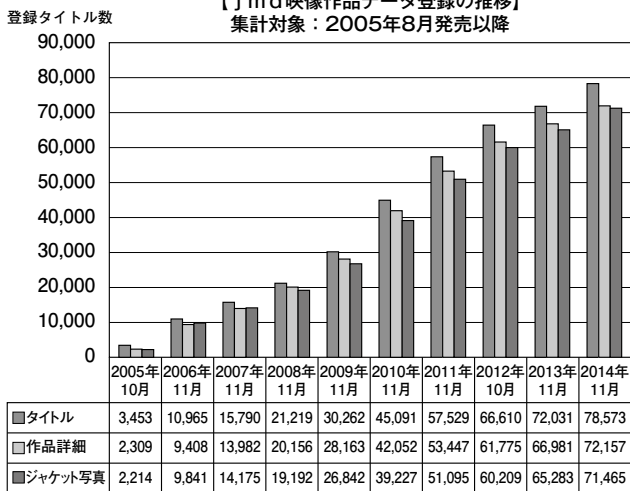
2014年10月末日の時点でjmd映像データ提供先は61社となっており、本年は(株)ゲオホールディングス、(株)CSロジネット、(株)ビジュアルジャパンなど5社が加わった。また、(株)星光堂を経由して(株)DMM.comや(株)ヤマダ電機など13社のサイトでもjmd映像データが活用されている。

資料1

2014年11月現在で、JVA加盟社のDVD、UMD、ブルーレイ商品の一般市販映像商品登録数(音楽作品を除く)は78,573タイトルとなった。そのうち作品詳細は91.8%、ジャケット写真は91%が登録されている。

- ◆データ抽出日：2014/11/21
- ◆対象商品：一般市販映像商品 (DVD、UMD、ブルーレイ)
- ◆対象外：音楽、アダルト、レンタル専用商品、廃盤、権利切れ商品

【jmd映像作品データ登録の推移】
集計対象：2005年8月発売以降

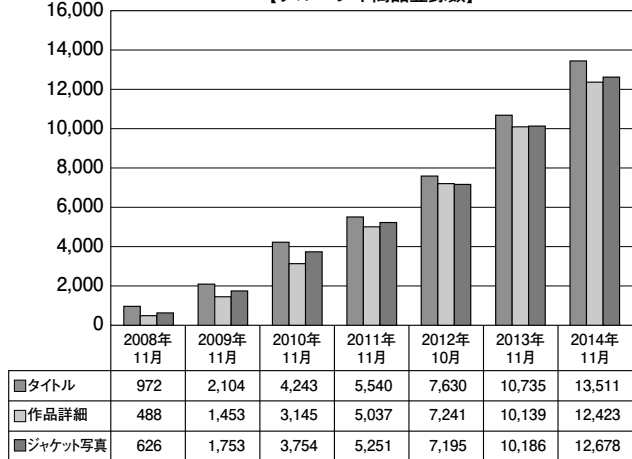


資料2

ブルーレイの一般市販映像商品(音楽作品を除く)数は13,511タイトル(前年登録数10,735、前年比125.9%)となりブルーレイの登録伸び数は年々増加傾向にある。

- ◆データ抽出日：2014/11/20
- ◆対象商品：一般市販映像商品 (ブルーレイ)
- ◆対象外：音楽、アダルト、レンタル専用商品、廃盤、権利切れ商品

データ登録数 【ブルーレイ商品登録数】



【集計対象の変更】2008年、2009年、2010年の実績には「JVA非加盟社」「音楽」「アダルト」のデータが含まれます。

違法対策活動報告

11月度の違法対策活動の報告について

ビデオレンタル店を中心とした違法行為の調査活動として、2014年11月度は、茨城県、栃木県、神奈川県、愛知県、兵庫県、広島県、徳島県、愛媛県の79店について調査・折衝を行った。このうち廃業等の57店を除き、実質的に営業していた22店のうち、セル用DVDのレンタル転用が2件の確認され、これらに対して口頭による警告または警告書を手渡すなどした。違法行為確認率は9%だった。また、過去においてセル用DVDをレンタルに転用していた茨城県の店舗は、今回の調査ではセル用DVDが撤去されており、正常化されたことを確認した。

2014年11月 実地調査による調査実績

調査店	79店
営業店数	22店
違法行為	海賊版所持
確認件数	セル用商品のレンタル転用
海賊版確認数	0枚
違法行為確認率	9%

調査状況一覧表

調査地区	内 訳			海賊版・サンプル版頒布所持			セル商品のレンタル転用
	許諾店	無許諾	廃業等	所持店	確認数	回収数	
茨城県	1						
栃木県	2		16				
神奈川県	1		27				
愛知県	4		7				
兵庫県	6		5				1
広島県	3		1				
徳島県	4		1				
愛媛県	1						1
合計	22	0	57	0	0	0	2

文化庁「保護と利用小委」、クラウドサービス等に関し法改正の必要性を認めず

文化庁文化審議会著作権分科会「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」（以下「保護と利用小委」という。）は、12月25日、「クラウドサービス等と著作権」に関する審議の結果、修正意見があった箇所の修正は主査に一任しながらも、法改正の必要性はないとする報告書（案）を了承した。

「保護と利用小委」は、「クラウドサービス等と著作権及びクリエイターへの適切な対価還元等に関すること」を審議事項として設置された小委員会であるが、前者の「クラウドサービス等と著作権」に関する審議が終わったことから、その審議結果を上記報告書としてまとめたものである。

今回の審議事項は、知的財産戦略本部や内閣府規制改革会議等に対し、一部の事業者団体が「外国でできるサービスが日本では行うことができない」等と主張して著作権制度の見直しを求めたことから、文化庁が検討を求められたものであり、この事業者団体が10種類のサービス事業をあげて著作権制度等の見直しを求めたものに対し審議を行ったものである。

以下、「保護と利用小委」でどのような審議が行われたかについて報告する。

[1] クラウドサービス

「保護と利用小委」では、昨年7月より、事業者団体委員が求めた10種類のうち、まずクラウドサービスと著作権に関する審議が行われた。

クラウドサービスといっても様々なものがあるので、コンテンツを用意するのがユーザー（ユーザーアップロード型）かクラウドサービス事業者（配信型）かという基準とクラウドサーバーに置かれたコンテンツが共有される（共有型）のかプライベートでのみ使用されるのか（プライベート型）の基準によって、次のように4類型に分類して検討が行われた。

	コンテンツを用意するもの	
	サービス事業者	ユーザー
プライベート型	タイプ1 (著作権者の許諾が必要)	タイプ2 1.汎用ロッカー型 2.コンテンツロッカー型 3.変換機能付加型 4.スキャン&マッチ型
共有型	タイプ3 (著作権者の許諾が必要)	タイプ4 (著作権者の許諾が必要)

このうち、事業者がコンテンツを用意する「タイプ1」と「タイプ3」は、著作物の利用主体が事業者であり、著作権者の許諾を必要とするとして整理した。また、ユーザーがコンテンツを用意する共有型である「タイプ4」についても、無許諾の場合には公衆送信権侵害となるので、著作権者の許諾を必要とするとして整理された。

また、タイプ2については、さらに次のように分類された。

- 汎用ロッカー型
- コンテンツロッカー型:特定の種類や内容のコンテンツに特化
- 変換機能付加型:コンテンツの変換機能が付加されたもの
- スキャン&マッチ型:タイプ1と一体化したもの

ユーザーがコンテンツを用意し、コンテンツを共有しない「タイプ2」については、以下の見解が分かれる3つの論点があること

から、主としてその点が審議された。

- 著作物の利用主体が事業者なのか。
- クラウドサービスで提供されるサーバーへの複製が現行法の私的複製に該当するか。
- 私的複製に該当するとしても権利制限の対象とならない公衆用設置自動複製機器に該当するか。

権利者側からは、事業者が営利活動として複製の場を提供していることから、複製行為の主体は事業者であり、そもそも限定的な複製行為について権利制限を定めた私的複製の範囲を越え、公衆用設置自動複製機器に該当しないとするには疑問があるとの意見が出された。

これに対して、汎用ロッカー型サービスについて、有識者委員からは、コンテンツをユーザーが用意していることから利用主体はユーザーであり、30条1項柱書の文理上これに該当しないとは言えないし、公衆用設置自動複製機器に関する30条1項1号はクラウドサーバーを想定した規定ではないという意見が出された。

いずれにしても、クラウドサービスの具体的内容を総合評価して判断されるものであることから、「保護と利用小委」では、法改正の必要性は認められないとの結論にいたった。

なお、映像著作物の権利者からは、映像著作物については技術的保護手段が用いられていることから、権利制限の問題ではなく契約によるべき問題であるとの意見が出され、また、音楽著作物の権利者からは集中管理による契約のスキームの提案があった。

[2] ロッカー型クラウドサービス以外のサービス

事業者団体委員が検討を求めたロッカー型クラウドサービス以外のサービスは、法制・基本問題小委員会で審議する予定のアクセシビリティサービスとeラーニングを除くと以下のとおりである。

〔私的複製支援サービス〕

メディア変換サービス／個人向け録画視聴サービス／プリントサービス

〔クラウド上の情報活用サービス〕

スナップショット・アーカイブ／論文作成・盗作検証支援サービス／評判分析サービス／法人向けTV番組検索サービス

事業者団体委員は、これらのサービスに共通する要素として、次の要素をあげて、これらを含む「柔軟性のある規定の導入」（権利制限の一般規定）を求めた。

- 著作権者に不当な不利益を与えない利用
- サービス提供事業者にとって著作物の表現を享受するための利用とは評価されない利用
- 1 ユーザーが適法に所有／占有する／しうる情報の活用
- 2 公表された情報の異なる目的での公正な情報の活用
- 情報通信の円滑化または資産の効率化

これに対し有識者委員からは、出版事業を例として、事業者は自らが「著作物の表現を享受」しておらず、「著作物の表現を享受する」のは利用者であることから、事業者が表現を享受し

なければ本来権利制限すべき場合であるという事業者団体委員の主張を否定する意見が出された。そして、以前、権利制限の一般規定について審議した際に、「著作物の表現の享受の目的」の検討が行われたが、その主体は利用者であることが当然の前提であったとの指摘もあった。このように、有識者委員から事業者が「著作物の表現を享受しない」ことを権利制限の基準とする主張を否定する意見が相次いだ。

また、「保護と利用小委」では、「評判分析サービス」「論文作成・盗作検証支援サービス」「法人向けTV検索サービス」を行っている事業者からのヒアリングを行ったが、これらの事業者は法改正を求める考えはないとの意見を述べている。こうした審議経過を経て、「保護と利用小委員会」はこれらのビジネスモデルについても立法事実はないとの結論に至った。

[3] 諸外国の立法例

内閣府規制改革会議が昨年6月にまとめた「規制改革に関する第2次答申」35頁では「著作権侵害のおそれから、国内においては海外と同様のサービスができておらず、また新規サービス創出の障害となっているとの指摘がある。」と述べており、同事業者団体は、「保護と利用小委」においても諸外国の立法例を挙げて同様の主張を行った。しかし、わが国の著作権法は諸外国に比べて権利制限の範囲が広く、わが国で著作権侵害となるような事業は諸外国でも著作権侵害になると思われる。

第9回「保護と利用小委員会」に提出された報告書案17頁では、イギリスとカナダの立法例について記述している。事業者団体委員は、両国の立法例について、権利制限規定としてクラウドサービスを認めている立法例として紹介していたが、報告書案ではより詳細に両国の立法例を解説している。実際には「保護と利用小委員会」において、事業者団体の主張と実際の立法例との差異について論じられることはなかったが、この記述において読み取れる事柄を整理してみた。

1. イギリス

イギリスでは、これまで権利制限規定を設けていなかった私的使用目的の複製について、昨年10月に施行された改正法で権利制限を設けた。「報告書(案)」17頁ではこの改正法で私的複製が認められる要件を、以下のとおり説明している。

「ただし、同規定により権利制限の対象となる複製行為については、複製に用いる基の資料が、私的複製を行う当該個人が所有する複製物(the individual's own copy)であることが求められている。また、当該個人が所有する複製物とは、(i)当該個人により恒久的に適法に取得された著作物であり、(ii)権利を侵害するものではなく、(iii)複製物の作成を許容しているこの章の規定(制限規定)により作成されたものではない複製物であるとされている。さらに、恒久的に適法に作成された複製物には、購入又は贈与された複製物は含まれるが、借りた複製物や一時的なアクセスのためにダウンロードによって取得された複製物等は含まれないとしている。」

つまり、イギリスの改正法では、対価を払って恒久的に所有するものを複製源とする私的複製に権利制限の範囲を限定している。放送されたものや借りたものやストリーミング配信されたもの等を複製源とする複製は、明文で権利制限の対象から除外

している。

一方、イギリス法では従前より放送番組のタイムシフトのための複製は権利制限の対象となっている。ただし、タイムシフトを「放送をより都合のよい時に見又は聞くことを可能とすることを目的」とすると定義しており、過去に録画した放送番組を長期に保存することはこの定義に該当するとはいえない。また、複製場所が「家庭の構内」に限定されている。

このことから、過去に録画した放送番組のブルーレイへのメディア変換サービスやクラウドサーバー保管は、放送されたものを録画源とする点で改正法の権利制限規定の要件を充足しないし、タイムシフトの目的要件も、「家庭の構内」という複製場所の要件も充足しない。

したがって、イギリス法では事業者団体委員が要求しているような、放送番組を録画した著作物のクラウドサーバーへの保存やメディア変換サービスが許容されているとは言えない。

2. カナダ

カナダについては、上記報告書案17頁で、「デジタルネットワークを通じて行われる著作物のストレージは私的使用目的の複製」の対象となると述べた上で、その条件となっている事項について次のように解説している。

「イギリスの場合と同様、(i)権利を侵害するものでないこと、(ii)貸与以外の方法により当該個人により適法に取得された著作物であり、複製に供される媒体を適法に利用できる権限を有すること、(iii)技術的保護手段が施されている場合はその回避を行わないこと、(iv)複製物を第三者に渡さないこと、(v)個人の私的な目的のためだけに利用することといった限定的な要件が課されている。」

これに対し、わが国の著作権法30条では、技術的保護手段の回避を行わないこと(1項2号)と違法にアップロードされたものではないこと(1項3号)の定めはあるが、貸与されたものを除外する等の規定はない。このことから、カナダの私的複製に関する権利制限規定は、わが国の30条より厳格な要件を定めていることがわかる。

3. ドイツ法

「第9回保護と利用小委」で、事業者団体委員は、ドイツ法についても「保護と利用小委」で説明したとして報告書に記載するよう要求した。この点について、有識者委員からは、事務局で判断して批判に耐えられるもののみ記載すべきとの意見が、権利者団体委員からはドイツ法の説明に対する評価については審議していないので報告書に記載すべきではないとの意見が出された。したがって、最終的にまとめられる報告書にはドイツ法については記載されないものと思われる。

以上のとおり、「保護と利用小委」の審議で「外国では行えるサービスが日本では行えない」との事業者団体の主張が批判に耐えうるものではないことが明瞭になったと思われる。そうすると、今回審議の対象となった10類型について立法事実は認められないとの結論に至るのは当然であろう。

なお、当協会は今まで「クラウドサービス等と著作権」に関し見解を表明する機会がなかったが、別途当協会のウェブサイトにて公表する予定である。

GoogleのTCRPを取得

CODAは、平成26年11月中旬、Google, Inc.（以下「グーグル」）が提供するTrusted Copyright Removal Program for Web Search (TCRP) パートナーとして、同社から承認を得ることとなった。TCRPとは、グーグルにおける検索結果の表示停止を容易かつ迅速にするプログラムのことである。

現在、インターネット上には多くの海賊販売サイトや違法アップロードサイト等が存在している。これまでCODAでは、UGCサイト等へ削除要請を通知するなど、関連機関と連携を図りながら、権利侵害への多様な対策を講じてきた。しかし、これらの権利侵害は国境を問わず行われており、その直接的な対策は容易ではないことが多い。そこでCODAでは、この直接的対策に加え、消費者が違法なコンテンツにアクセスしにくくすることを目的とした「間接的・周辺の」な対策も同時に行っている。その一つが、検索サービス会社に、検索結果として違法コンテンツのURLを表示することを停止してもらうことで、違法コンテンツにアクセスしにくくしようという試みである。

言わずもがな、グーグルは世界最大の検索エンジンである。CODAはこれまで同社に対し、違法コンテンツの検索結果表示の停止申請をたびたび行ってきたが、この申請は、グーグル指定のウェブフォームに従い、一つ一

つ手作業で必要事項を入力するという煩雑な作業をしなければならなかった。しかも、一度の表示停止申請で最大10の著作物までしか対象とならない。しかし、これまでCODAが行ってきた検索結果表示停止申請が常に正確であったことが同社によって認められたことから、TCRPを提供されるパートナーとして承認されることとなった。このことにより、権利者により明らかな著作権侵害が確認されている複数のURLについて、検索結果への表示停止申請を迅速かつ大量に行うことができるようになった。申請が承認された場合は速やかに、当該URLはグーグルの検索結果に表示されなくなり、同検索を通じての著作権侵害コンテンツへのアクセスは不可能となる。停止されるページは、当該コンテンツの個別ページに限定されるが、今後、大量に停止申請を行なえることで、結果的に権利侵害を行っているウェブサイト本体のランキングを下げることも期待できる。

CODAでは、インターネット上の著作権侵害対策について、今後もグーグルと引き続き協力していくほか、権利者との協力により収集した情報を元に、多方面から著作権侵害対策を進め、インターネット上の著作権侵害対策をより有効的かつ迅速に行えるようになることを期待している。

（執筆：CODA事務局）

不正商品対策協議会 THE ANTI-COUNTERFEITING ASSOCIATION

「第3回著作権を守ろう！ポスターコンクール」最優秀賞が決定

不正商品対策協議会（ACA）では、著作権を保護することの重要性を若年層に広く知ってもらうことを目的に、「第3回著作権を守ろう！ポスターコンクール」を実施した。警察庁、文部科学省の後援のもと、全国の小学校4年生から中学生を対象に2014年7月から9月の間に公募し、締切までに54校から合計168作品の応募があった。当協議会および警察庁、文部科学省の担当者による厳正な審査の結果、入選5作品を決定し、11月9日に開催した当協議会主催の不正商品撲滅キャンペーン「ほんと？ホント！フェアin東京2014」にて、最優秀賞、優秀賞の表彰式を行った。表彰式に登壇した受賞者は、2014年度不正商品撲滅キャンペーン隊長のタレントの篠田麻里子さんから記念品を受け取ると、嬉しそうな笑顔で応えていた。

最優秀賞作品を受賞した坪井愛さんの作品は、「受賞作品ポスター」として、関係各所に配布したほか、ACAが実施する今後の各種啓発事業でも活用していく。

著作権侵害をはじめとする知的財産権の侵害は、デジタル・ネットワーク化の進展により、いまや国際的な問題のひとつとなっている。その侵害防止策のひとつとして、小学生、中学生といった若年層から著作権の保護に対する認識をもつことが重要となっていることから、これからも当協議会では若年層の啓発に力を入れていく。

（執筆：ACA事務局）



▲最優秀賞の坪井愛さんの作品を基にしたポスター

「Aereo裁判と米国放送業界の行方」

前回のNEXTの掲載から丁度1年。久しぶりの掲載となりました。今回は、前々回（2013年6月号掲載）の続報として、米国のAereoの最高裁判結果と放送業界の動向を、再びまとめてみます。

Aereoは、顧客一人につき1台のマイクロアンテナを設置して無料の地上波放送を受信、顧客のリクエストに応じて、番組毎にインターネットのストリーミングビデオ信号に変換して、ほぼ同時配信（10秒程度の遅れ）したり、録画して配信するネットワークDVRサービスを提供していました。Aereo側は、誰もが自由に無料で視聴できる地上波ネットワーク放送を、コマーシャルも含めてそのまま配信しているだけなので、どこにも不利益を与えておらず、合法的なサービスと主張していました。同じようなサービスを提供するケーブルテレビや衛星放送などのMVPD（Multichannel Video Programming Distributor）から多額の再送信料を得ているテレビネットワークは、これを看過することができずAereoのサービス差し止めを求める訴訟を起こしました。しかし、New York地方裁判所など下級審ではいずれもサービスの継続が認められ、裁判は最高裁判所まで争われることになりました。

そして2014年6月、最高裁判所は、ケーブルテレビなどが継続的にテレビ番組を配信しているのに対し、Aereoは視聴者が番組を選択して初めて配信を開始するというシステムの違いはあるものの、その大枠においてはケーブルテレビと類似したもので、この一つの技術的な違いがケーブルテレビとの重要な差異にはならないとしてAereoの著作権侵害を認めました。これによりAereoはサービスを停止、2014年11月には米連邦破産法第11条の適用を申請し、事業を終了しています。

この裁判の行方に関しては、実はMVPDも注目していたといわれています。もしAereoが勝訴すれば、毎年のように繰り返されるテレビネットワークとの再送信契約更新交渉から開放されることになりませんが、その期待も潰れてしまいました。逆にテレビネットワークは、これまで通りのビジネスモデルを維持できることにはなりませんが、Aereoが提供したストリーミングビデオによるテレビ視聴という需要が、ある程度存在していることも理解することになりました。

Aereoの最高裁判決から3ヶ月半後、Time Warner傘下のHBOが、2015年に独立型ストリーミングビデオサービス（Standalone Streaming Service：SSS）を開始すると発表しました。これまでもHBOは、HBO Goという屋内向

JVA業務部次長兼事業課長 駒崎武一

けマルチデバイス対応サービスを提供していましたが、Aereo登場後には、これを屋外でも利用できるようにしました。HBO Goの利用は、MVPDを通じてHBOに加入する必要がありましたが、SSSは、これを不要にしました。

HBOでは、NetflixなどのS-VODサービス登場後に増加したコードカットやコードネバーと呼ばれる、ブロードバンドサービスのみ加入して、ビデオサービスに加入しない世帯が1000万件あり、その半数はNetflixなどのストリーミングビデオサービスを利用しているとしています。これらの世帯にもHBOを視聴できるようにするため、SSSを提供するとしています。HBOは、視聴するチャンネルを限定してビデオサービス料を抑えたいと考える「コードシェイピング」層を獲得することで、収益の拡大を図ろうとしています。この背景には、Netflixが単なる配信サービスからオリジナルコンテンツ制作を開始し、第2のHBOといわれ始めたこととも無縁ではないでしょう。

また、HBOが10月15日にSSSを発表すると、翌16日には、CBSがプライムタイムの15番組を放送翌日から視聴できるVODサービスとライブストリーミングサービスを月額5.99ドルで提供する「CBSオールアクセス」を開始したと発表しました。更に、CBS傘下のShowtimeも2015年にSSSを開始するとしています。「CBSオールアクセス」は、HBOとは多少異なり、モバイル向け視聴対策だとしています。日本ではモバイル端末向けのワンセグやフルセグのテレビ受信環境が整備されていますが、米国ではモバイル向けのテレビサービスが、事実上提供されていません。Aereoも技術的な面からモバイル視聴向けだったといわれていました。Aereoがサービスを開始した後で、CBSもモバイル向け配信のSyncbakに出資を行っていたので、HBOの発表とは関係なく既定の計画だったのかもしれませんが。また、SSSはMVPDといったプラットフォームを選択する自由を視聴者に与える代わりに、プラットフォーム費用を全て視聴者に負担させることかもしれません。

だからこそ、CBSのLeslie Moonves CEOは、「コンテンツが視聴されるならば、どこで、どのような方法で、どのようにして視聴されるのかは気にしない」としているのかもしれませんが。これはNetflixのReed Hastings CEOが、「これまでの放送局は15年以内に死に絶える」と語ったことへのCBS的な回答なのかもしれません。NetflixとAereoがこじ開けた扉は、テレビ放送という事業の大きな転換点となるのでしょうか。

<お詫びと訂正>

2014年12月号に掲載した「米国映像市場フォローアップ視察報告」の記事中、1ヶ所誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

P6 [米国ホームエンタテインメント産業構造について] の下から2行目

(誤) 「2013年の米国の映像産業の各市場規模は、映画興収が13億ドル」

(正) 「2013年の米国の映像産業の各市場規模は、映画興収（北米）が109億ドル」



(株)ソニー・ピクチャーズ エンタテインメント 赤松恵子氏からのご紹介

●藤山 純二郎 氏 (株)バップ 営業戦略部お客様窓口

「ミシュラン三ツ星レストラン」

皆様、新年あけましておめでとうございます。2015年が皆様にとって輝かしい1年となりますように、心からお祈り申し上げます。

さて、仕事以外で、私の最も興味のある「ミシュラン三ツ星レストラン」について書かせて頂きます。私がそもそもレストランの格づけに興味を持ったのは、1984年（昭和59年）料理評論家・山本益博氏の著書「東京味のグランプリ1984」を手にして、それまでの食体験が完全に履される程の衝撃を受けたためです。それ以来、本格的に食べ歩きを始め、山本益博氏の共著の「グルマン」というフランス料理店専門ガイドを読み、その「グルマン」の評価スタイル（無印～三ツ星までの4段階評価）がフランスの「ミシュラン」というガイド本を手本にしたものだと知ったのです。

三ツ星はなんと、「それを食べるために旅行する価値がある料理」という意味で、どんなに素晴らしい料理なのか、いやでも想像が膨らみました。当時は、今と異なり、本国フランス中心に、ヨーロッパ内のみを調査しており、ヨーロッパ全体でも三ツ星レストランはたったの25軒しか存在していませんでした。その内訳は、フランス18、ベルギー3、ドイツ3、英国1、なんとイタリアには1軒もなかったのです。当時、私は、ヨーロッパ未訪問でしたので、イタリアになくて、英国のロンドンにある三ツ星レストランとはいったいどんな店なのか？と俄然、興味を持ったのです。しかし、当時は当然ネットもなく、情報も少なく、山本益博氏の著書以外では、故・辻静雄氏（辻調理師学校初代校長）の著書があるくらいでした。それ等を参考にして、ロンドンの三ツ星レストランはフランス人オーナーシェフのフランス料理店とわかり、

なんだか納得したものでした。

私は、東京23区内を中心に食べ歩いておりましたが、日が経つにつれて、「そのために旅行する価値がある料理」を食べてみたいという欲求が募ってきました。ですが、今と異なり、東京にミシュランの三ツ星レストランが存在するなど夢の夢状態でしたので、ミシュランの三ツ星レストランの料理を食べる為には、当然ヨーロッパに出向かなくてはなりません。その機会はなかなか巡ってきませんでしたが、1989年1月3日パリの「トゥールダルジャン本店」が私の三ツ星初体験となりました。

店内の豪華さと、1階エレベーター横の昭和天皇や、エリザベス英女王の来店時の写真やサインに圧倒され、世界一のワインリストと称される分厚い百科事典のようなワインリストを専用の台で読みながら、この店では酒を普段飲まない（飲めない）私でも、飲むべきではと思い、ソムリエに「値段が手ごろで飲みごろの赤のハーフボトル」をお願いして、名物の仔鴨のトゥールダルジャン風を食べましたが、歴史を食べるといった感じの重いソースと慣れない酒で吐き気を催してしまいました。それからは、三ツ星といえども、普段飲まないお酒を飲むことは一切やめることにしました。

それ以降、定期的に渡欧して2009年までにヨーロッパの全三ツ星店を全て食べて終えて、近年はヨーロッパに加えて、米国3都市（ニューヨーク、サンフランシスコ、シカゴ）、香港・マカオと東京・関西とエリアを拡大して、食べ歩いています。2014年度の世界の三ツ星店は全112軒、私が食べたのは99軒になります。

(写真：ローマ郊外にある2014年度新三ツ星レストラン「レアール」の入口にて)

▼日誌に見る協会の動き

[12月]

2日 定例理事会

3日 マーケティング委員会

5日 著作権部会

8日 ACA企画広報部会

eメディア部会運営委員会

9日 総合連絡委員会

12日 業務使用対策委員会

16日 関東管区警察学校講師派遣

18日 映像関連団体連絡会

19日 ACA P2P対策ワーキンググループ

24日 著作権部会JASRACとの協議

26日 仕事納め

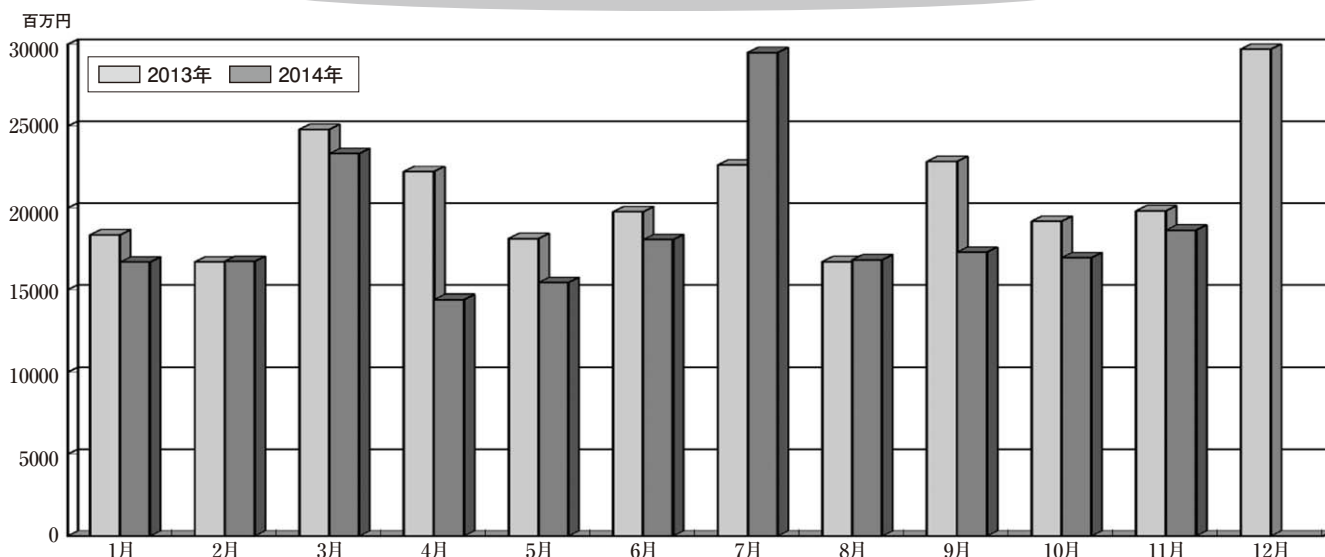
統計

2014年11月度

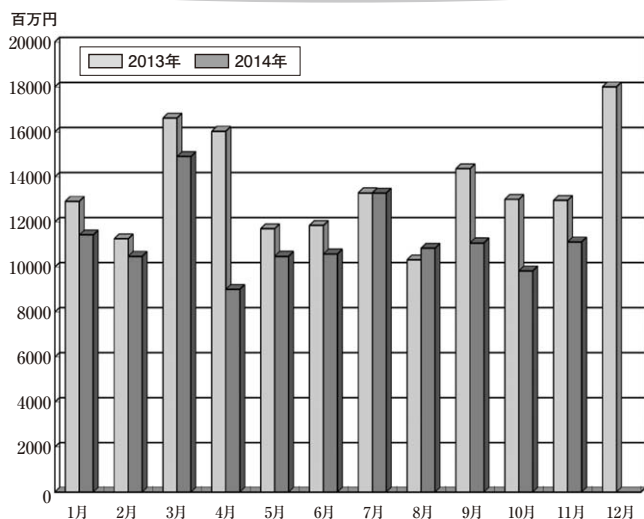
	11 月 実 績 (金額単位:百万円 数量単位:千本・千枚)								売上金額の増減社数	1 月 ~ 11 月 の 累 計							
	金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同月比	新作数	前年同月比		金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同月比	新作数	前年同月比
販売用	6,302	56.7%	91.0%	2,706	50.1%	116.1%	590	105.9%	増 10社 減 20社 その他 1社	71,436	58.3%	82.4%	26,130	51.6%	90.4%	5,485	93.9%
レンタル店用	4,762	42.8%	79.6%	2,686	49.7%	95.2%	467	86.6%		50,410	41.1%	88.2%	24,195	47.8%	92.4%	5,113	79.0%
業務用	51	0.5%	104.1%	13	0.2%	29.6%	34	178.9%		772	0.6%	90.2%	267	0.5%	76.1%	337	120.8%
DVDビデオ	11,115	59.6%	85.8%	5,405	76.1%	104.0%	1,091	97.8%	増 15社 減 14社 その他 2社	122,618	60.1%	84.8%	50,591	73.0%	91.2%	10,935	86.8%
販売用	7,226	96.0%	113.0%	1,504	88.8%	104.5%	323	112.9%		77,234	95.0%	106.0%	16,961	90.5%	112.7%	3,020	100.6%
レンタル店用	300	4.0%	64.0%	188	11.1%	86.3%	23	57.5%		4,004	4.9%	101.8%	1,772	9.5%	103.5%	286	66.8%
業務用	3	0.0%	75.0%	1	0.0%	95.7%	1	-	53	0.1%	52.0%	15	0.1%	42.7%	6	60.0%	
ブルーレイ	7,529	40.4%	109.7%	1,693	23.9%	102.1%	347	106.4%	増 15社 減 14社 その他 2社	81,291	39.9%	105.7%	18,748	27.0%	111.6%	3,312	96.3%
合計	18,644	100.0%	94.0%	7,098	100.0%	103.5%	1,438	99.8%		203,909	100.0%	92.0%	69,339	100.0%	96.0%	14,247	88.9%

◎今月の売上報告社数……31社(*前年同月の報告社数32社) 無回答社……2社 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合
◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。
◎累計値には、1月～6月の数字として、2014年上半年調査の数字を用いている。

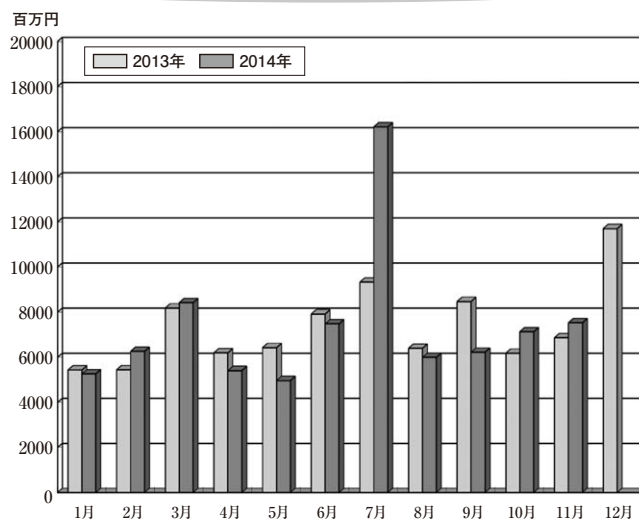
ビデオソフト売上金額の前年比較



DVDビデオ売上金額推移



ブルーレイ売上金額推移



一般社団法人 日本映像ソフト協会

会員社名(五十音順) 2015年1月1日現在

■ 正会員(33社)

アスミック・エース(株)
(株)アニプレックス
アミューズソフトエンタテインメント(株)
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)
エイベックス・ピクチャーズ(株)
(株)エスピーオー
(株)NHKエンタープライズ
NBCユニバーサル・エンターテイメントジャパン(同)
(株)KADOKAWA
ギャガ(株)
キングレコード(株)
(株)JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント
(株)小学館
(株)ショウゲート
松竹(株)
(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント
(株)第一興商
TCエンタテインメント(株)
東映ビデオ(株)
東宝(株)
東宝東和(株)
(株)東北新社
20世紀フォックス
ホームエンターテイメントジャパン(株)
日活(株)
(株)バップ
(株)ハピネット
パラマウント ジャパン(同)
バンダイビジュアル(株)
(株)ポニーキャニオン
ユニバーサルミュージック(同)
(株)よしもとアール・アンド・シー
ワーナーエンターテイメントジャパン(株)

■ 協賛会員(20社)

(株)一丸印刷所
(株)IMAGICA
エイベックス・ミュージック・クリエイティヴ(株)
カルチャー・エンタテインメント(株)
(株)キュー・テック
(株)金羊社
(株)ケンメディア
(株)JVCケンウッド・クリエイティブメディア
(株)ジャパン・ディストリビューション
システム
(株)星光堂
ソニー PCL(株)
大日本印刷(株)
東芝デジタルフロンティア(株)
東洋レコーディング(株)
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ
日本出版販売(株)
日本レコードセンター(株)
(株)富士フィルムメディアクレスト
(株)ムービーマネジメントカンパニー
メモリーテック(株)